

伊予市地域包括支援センター運営業務プロポーザル審査委員会

傍聴要領

この要領は、伊予市地域包括支援センター運営業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定める。

1 傍聴の定員

傍聴の定員は、会場の状況等により、委員長が決定する。

2 傍聴の申込方法

- (1) 傍聴を希望する者は、審査委員会開催日の2日前（閉庁日を除く。）の午後5時15分までに、傍聴申込書（別紙）に必要な事項を記入のうえ、直接又は郵送、FAX、Eメールで事務局へ提出しなければならない。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第締め切る。
- (3) 傍聴の可否は、審査委員会開催日の前日までに、事務局から傍聴を希望する者へ連絡する。

3 会場での受付及び手続

- (1) 会場への入室は、開始15分前から許可する。
- (2) 会場への入室に当たっては、受付で氏名及び住所等を記入する。
- (3) プラカード、幟等を携帯し、又はたすき、ゼッケン等や傍聴に相応しくない衣服を着用している者は、会場への入室を拒否する。

4 傍聴できない者

- (1) 凶器その他人に危害を加える恐れのある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 前各号に掲げる者のほか、ヒアリングを妨害し、又は人に迷惑を及ぼす恐れがあると委員長が認めた者

5 傍聴における遵守事項

- (1) 会場における発言に対し、拍手その他の方法により公然と批評又は賛否を表明したり、威圧的行為等をしないこと。
- (2) 会場内において、不用意に発言しないこと。
- (3) 会場内において、むやみに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (4) 会場内において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 他の傍聴人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (6) 会場内において、写真撮影、録画、録音等をしないこと。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りではない。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の運営に支障となる行為をしないこと。

6 会議の秩序維持

- (1) 傍聴人は、委員長及び職員の指示に従うこと。
- (2) 傍聴人が5に掲げる諸事項を守らないときは、これを注意し、なおそれに従わないときは、委員長が退場させる。